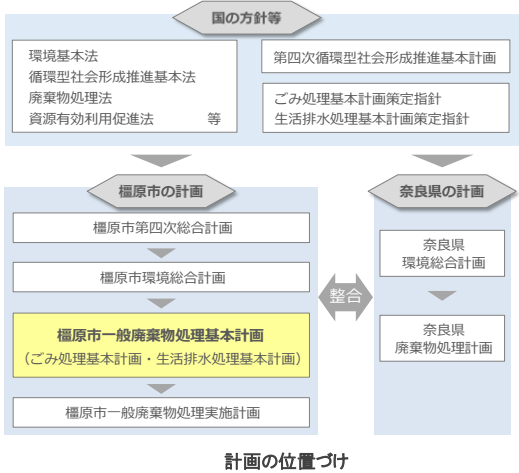


樫原市一般廃棄物処理基本計画　〔概要版（令和6年度改定後）〕

第1章　計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

本市では、2010年に策定した前計画に基づき様々な施策を展開してきましたが、未だ十分な目標の達成には至っていません。また、近年における少子高齢化の進展に伴う社会情勢の変化など、本市のごみ処理事業は新たな転換期に差し掛かっています。このような状況を受け、前計画における考え方を踏襲しつつ、時点修正を行うとともに、従来施策の見直し・拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみの減量・資源化とともに安定且つ適正な廃棄物処理を実現することを目的に改定を行います。



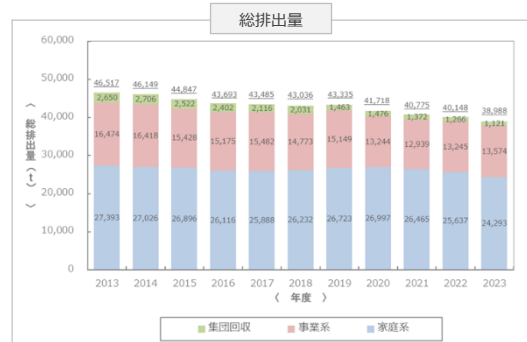
● 計画期間　　**2019年度～2028年度**（10年間）

第2章　処理の現状と課題

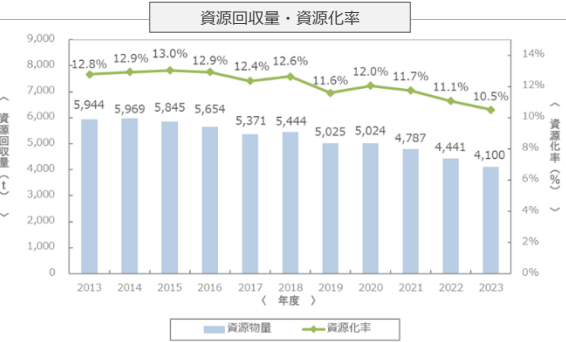
〔ごみ処理〕

総排出量と資源回収量・資源化率は減少傾向が続いています。また、高齢化の進展に伴い、ごみ排出が困難な世帯が増加しています。

- 課題
- ・ 少子高齢化などの社会構造の変化への対応
 - ・ 遺品整理などの一時多量ごみへの対応
 - ・ 資源化率の低迷
 - ・ 持ち去りや不法投棄などの不法行為の防止
 - ・ 適正処理機能の継続的且つ安定的な確保



年次	総人口	世帯数	高齢化率
2019（平成31）年	121,905	53,362	28.2
2020（令和2）年	121,534	53,922	28.6
2021（令和3）年	121,156	54,564	29.0
2022（令和4）年	120,197	54,744	29.2
2023（令和5）年	119,607	55,356	29.4
~~~~~			
2025年	117,615	—	30.5
2030年	113,278	—	32.4



〔生活排水処理〕

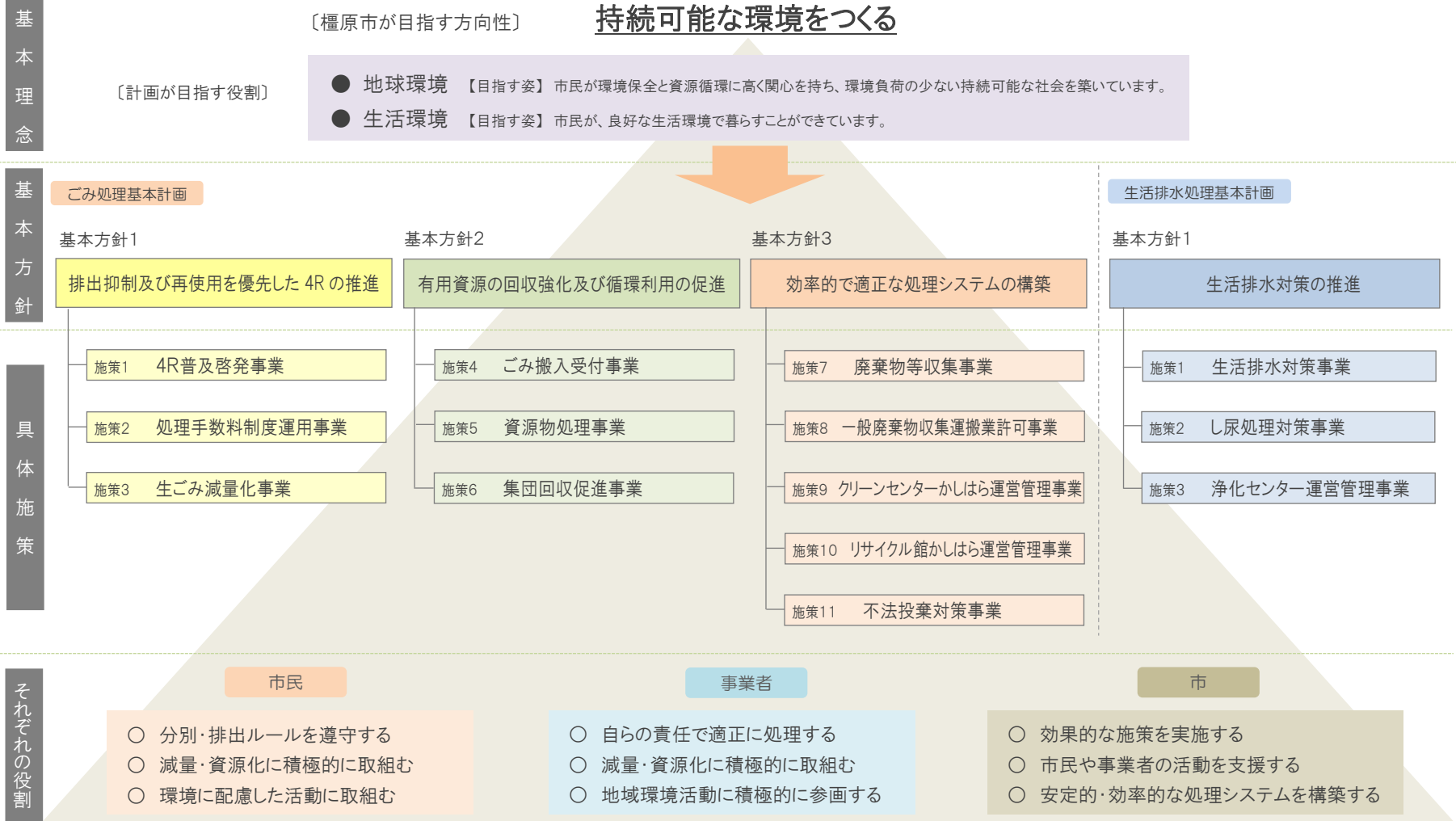
生活排水処理率は上昇傾向にあるものの、依然として、未処理の生活雑排水が公共用水域へ放流されているところもあります。

- 課題
- ・ 生活排水処理率の向上
  - ・ 公共下水道の計画的な整備
  - ・ 適正処理機能の継続的且つ安定的な確保

処理形態	2019 （H31）	2020 （R2）	2021 （R3）	2022 （R4）	2023 （R5）
1.計画処理区域内人口（a）	121,534	121,156	120,197	119,607	118,750
2.水洗化・生活雑排水処理人口（b）	99,243	100,064	100,423	101,212	101,296
① エコ・アパート	0	0	0	0	0
② 合併処理浄化槽	13,683	13,686	13,772	13,794	13,867
③ 下水道	85,560	86,378	86,651	87,418	87,429
④ 農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	14,149	13,128	12,321	11,396	10,128
4.し尿収集人口	8,142	7,964	7,453	6,999	7,326
5.自家処理人口	0	0	0	0	0
6.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率（b/a）	81.7%	82.6%	83.5%	84.6%	85.3%

## 第3章　ごみ処理基本計画　・　第4章　生活排水処理基本計画

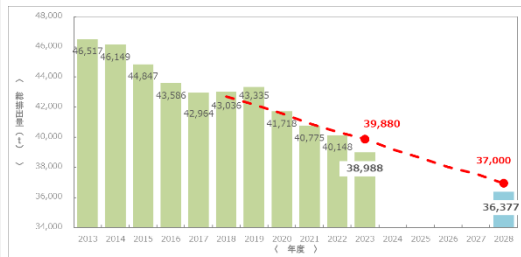
### 施策体系



### 数値目標

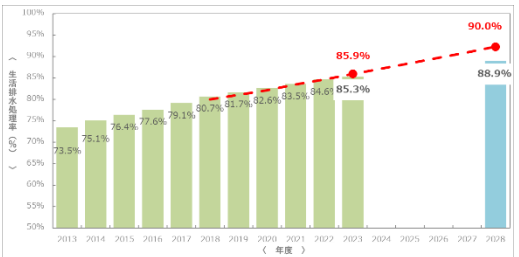
・総排出量

43,485トン → **37,000トン以下**



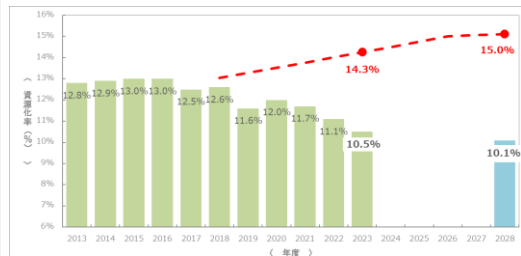
・生活排水処理率

79.1% → **90%以上**



・資源化率

12.4% → **15%以上**



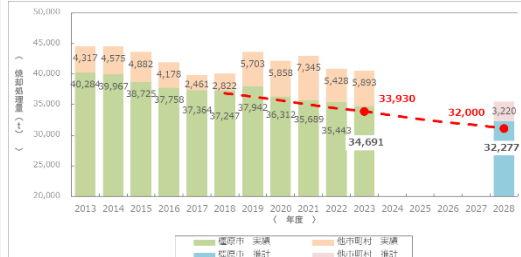
・河川のBOD値

2.5mg/L → **5mg/L 以下を維持**



・焼却処理量（本市由来分）

37,885トン → **32,000トン以下**



・処理停滞日数

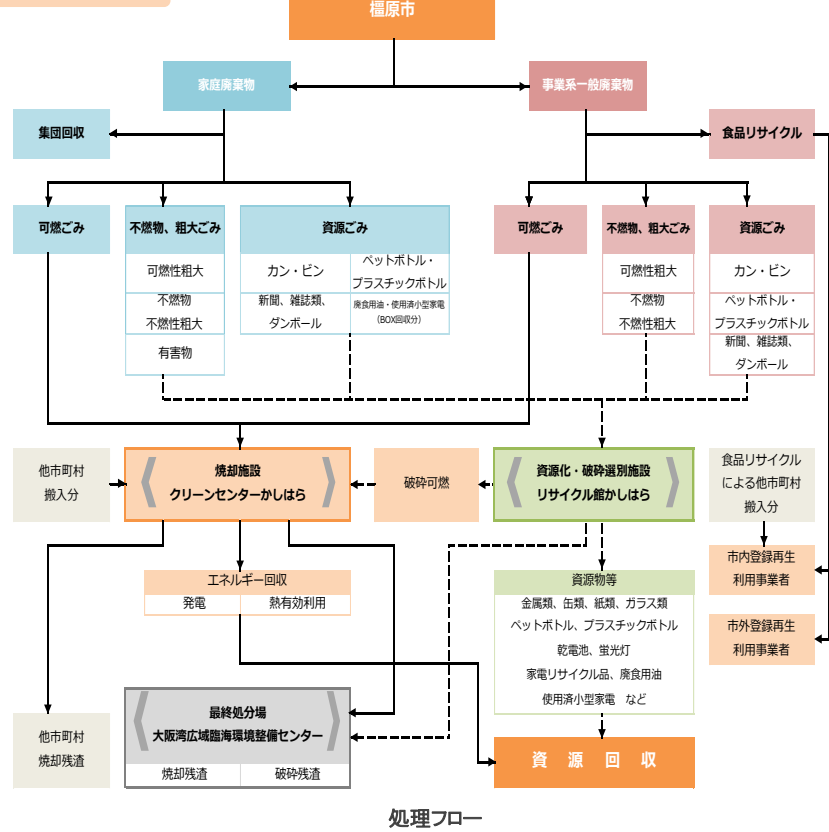
**0日を維持します**

※ 処理停滞日数の考え方

廃棄物の処理が滞った結果、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況に至った日数を指します。

## 処理体制

### ごみ処理



### 〔分別区分〕

区分		性状
可燃ごみ		指定ごみ袋（大）に入る大きさと、可燃性のもの
不燃物		指定ごみ袋（大）に入る大きさと、固体の不燃性のもの
粗大ごみ		指定ごみ袋（大）に入らない大きさと、固体のもの
資源ごみ	カン・ビン	第二長辺（2 番目に長い辺）が 20cm 以下で、汚損のない空のカン・ビン
	ペットボトル・プラスチックボトル	汚損のない空のペットボトル・プラスチックボトル
	新聞	汚損のない新聞
	雑誌類	汚損のない雑誌類
	ダンボール	汚損のないダンボール
	廃食用油	食用油
	使用済小型電子機器等	使用済の小型家電品で対象品目に該当するもの
有害物		人体や生態系に有害な物質を含む可能性のあるもの

### 〔処理主体〕

本市が処理を他に委託する場合であっても、処理基準に基づき適正処理を確保します。

区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市（一部委託）		
不燃物	市（直営）		
粗大ごみ	市（直営）		
資源ごみ	カン・ビン	市（一部委託）	
	ペットボトル・プラスチックボトル	市（直営）	
	新聞	市（委託）	
	雑誌類	市（委託）	
	ダンボール	市（委託）	
	廃食用油	市（直営）	
	使用済小型電子機器等	市（直営）	
有害物			

※ 事業系ごみの収集・運搬主体については排出者とします。

## ● 収集・運搬

適正な収集・運搬体制を確立し、分類排出されたごみを速やかに且つ安全に、また生活環境保全上支障がないよう収集します。また、現行の戸別収集を継続しながら、多様な市民ニーズ※に対応する収集サービスの導入を進めます。

### 〔家庭系ごみ〕

区分		収集・運搬主体	方式	収集頻度	指定容器等
資源 ごみ	可燃ごみ	市（一部委託）	戸別	2 回／週	指定ごみ袋
	不燃物	市（直営）	ｽﾏｰｼｮﾝ	1 回／月	-
	粗大ごみ		ｽﾏｰｼｮﾝ	1 回／月	-
	カン・ビン	市（一部委託）	戸別	隔週	専用ケース
	ペットボトル・ プラスチックボトル	市（直営）	ｽﾏｰｼｮﾝ	1 回／月	専用ネット
	新聞	市（委託）	戸別	1 回／月	-
	雑誌類		戸別	1 回／月	-
ダンボール	戸別		1 回／月	-	
廃食用油	市（直営）	拠点	6 回／年	-	
使用済小型電子機器等		拠点	随時	指定ボックス	
有害物		ｽﾏｰｼｮﾝ	1 回／月	-	

### 〔多様な市民ニーズ〕

- ・家庭からのごみの排出が困難な方への対応
- ・引越ごみ、整理ごみ等の一時に多量に排出される家庭系ごみへの対応 など

### 〔事業系ごみ〕

排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、本市による収集は実施しません。市の処理施設へ自己搬入するか、許可業者に処理委託することとします。

許可制度の運用に当たっては、廃棄物処理法に基づき的確な審査を行い、適正に運用します。

## ● 中間処理

既存処理施設の計画的な保全により、将来のごみ量に対応できる処理機能を安定的に確保した上で、有用資源の回収及び循環利用を図りつつ、域内で生じる廃棄物を適正に処理します。

分別排出されたごみを、本市が所有する焼却施設（クリーンセンターかしはら）及び資源化・破砕選別施設（リサイクル館かしはら）にて適正に処理します。

### 〔焼却施設〕

名称	クリーンセンターかしはら
所在地	橿原市川西町 1038 番地の 2
処理能力	85 トン／日 × 3 基（合計 255 トン）
焼却炉形式	全連続燃焼式
発電能力	5,000kW（最大）
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	可燃ごみ 破砕残渣（可燃分） 動物の死体
処理主体	市



・計画稼働期間

2037 年度まで

### 〔資源化・破砕選別施設〕

名称	リサイクル館かしはら	
所在地	橿原市東竹田町 1 番地の 1	
処理能力	不燃物・粗大ごみ	34 トン／5 時間
	カン・ビン	11 トン／5 時間
	ペットボトル・ プラスチックボトル	2 トン／5 時間
処理する一般廃棄物の 区分及び処理方法	不燃物・粗大ごみ	破砕・選別
	カン・ビン	選別・圧縮・保管
	ペットボトル・ プラスチックボトル	選別・圧縮・保管
	新聞・雑誌類・ダンボール	選別・保管
	有害物	選別・保管
	使用済小型電子機器等	選別・保管
処理主体	市	



・計画稼働期間

2037 年度まで

施設管理の目標 ① 計画的な整備 ② 安全で衛生的な環境の確保 ③ 広域支援体制の確立

## ● 最終処分

最終処分量の削減を図り、最終処分場のできる限りの延命化に努めます。引き続き、大阪湾広域臨海環境整備センターに処分委託します。

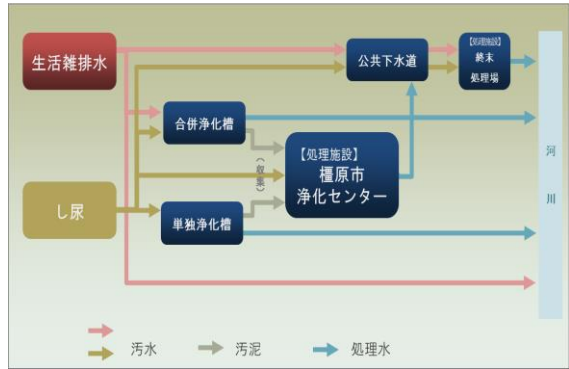
名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
受入対象区域	近畿 2 府 4 県 169 市町村
埋立処分場	4 箇所（尼崎沖・泉大津沖・神戸沖・大阪沖）
搬入基地	9 箇所（大阪・堺・堺・和歌山・姫路・播磨・神戸・尼崎・津名）

・計画受入期間

2032 年度まで



## 生活排水処理



### 処理フロー

### 〔処理主体〕

処理施設の種類	対象生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	所有者
単独処理浄化槽	し尿	所有者
し尿処理施設（橿原市浄化センター）	し尿・浄化槽汚泥	市

## ● 処理

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理形態を原則とし、公共下水道を中心とした衛生的で安全且つ安定した処理体制を推進するとともに、家庭内での発生源対策及び浄化槽等の適正な維持管理等のソフト面での対策を並行して実施します。

### 〔し尿処理施設〕

名称	橿原市浄化センター
所在地	橿原市東竹田町 148-1
処理能力	96 kL／日 （し尿 30kL／日、浄化槽汚泥 66kL／日）
処理方式	前処理 + 生物処理
処理主体	市



・計画稼働期間

2037 年度まで

施設管理の目標

① 計画的な整備 ② 処理体制の効率化

### 計画の進行管理

本計画については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に評価等を行います。

廃棄物減量等推進審議会において、毎年、各具体施策の進捗状況を評価・管理し、達成状況等をホームページ等で広く公表するとともに、毎年度の実施計画の内容に適切に反映します。